



始良市

農業委員会だより

発行／始良市農業委員会
編集／農業委員会活動普及・
啓発グループ
〒899-5492 始良市宮島町25番地
☎55-8212(直通) 66-3111(代表)

令和7年9月発行



会長あいさつ

始良市農業委員会

会長 夏田 恒

市民の皆様方には、日頃より始良市農業委員会の活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。本市の農業・農村を取り巻く環境は、担い手不足や耕作者の高齢化による遊休農地の増加、また、猿やイノシシ等の有害鳥獣による農作物被害など依然として厳しい状況にあります。さて、「農業経営基盤強化促進法」の改正により、これまで農業委員会で行っていた貸し手、借り手の二者間による農地の貸し借りの仕組みが変わり、令和七年四月からは「農地中間管理機構（農地バンク）」を介した農地中間管理事業に一本化されました。

昨年度は、市内19の地域において農業委員、農地利用最適化推進委員がまとめ役となり、耕作者やJAなど関係機関の皆様と連携を図り、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した目標地図を含む「地域計画」を策定しました。

本年度は、この計画を基に私たち農業委員会は、本市農政課や農地バンクなど関係機関と連携を図りながら、それぞれの地域内の認定農業者など地域農業を担う皆様への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進など農地利用の最適化の推進に向けて一丸となって取り組んでまいります。

今後とも本市の農業発展のため、引き続き皆様方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

相続登記の申請が義務化されています

不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されました。農地においては、相続登記がなされない場合、所有者への連絡ができない所有者不明農地となり、売買や貸し借りをしようとしたときに、すぐに契約ができないなど、効率的な農地利用が妨げられることとなりますので、早めに法務局への手続きをお願いします。

詳しくは法務局へお問い合わせください。

相続登記は、
法務局でできます！



相続登記申請の義務化の主な留意点

①義務化の対象者

- 相続や遺贈により不動産を取得した相続人
※義務化の前に不動産を相続し、名義変更を行っていない方も対象です。

②申請義務の履行期間

- 相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内

③正当な理由がなく登記の申請を怠った場合

- 10万円以下の過料の適用対象

農地（田・畑）の適正な管理をお願いします

農地法では、農地の所有者等の責務として、農地の雑草等が繁茂しないように農地の適正な管理を行うよう定められています。山間部や住宅街の中にある農地の管理不足により、雑草等が繁茂することで、害虫が発生したり、害獣のすみかとなったりしています。また、不法投棄や火災を招く恐れもあります。日頃から農地が荒れないように草刈りをするなど適正な維持管理をお願いします。



令和7年4月から 農地の貸し借りの仕組みが変わりました!!

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末（地域計画策定後）でこれまで農業委員会で行っていた2者間（貸し手、借り手）による利用権設定は終了いたしました。

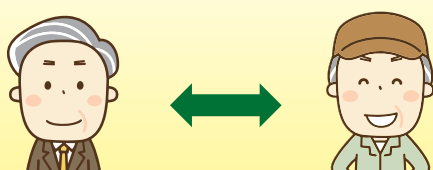
令和7年4月以降は農地中間管理機構（農地バンク）を介した「農地中間管理事業」等による賃貸の活用をお願いします。なお、現在契約中の利用権設定につきましては、契約期間満了日まで有効となります。

農地バンクとは…

各都道府県に県知事から指定された公的な機関で、農地中間管理機構の通称です。鹿児島県では、「公益財団法人 鹿児島県地域振興公社」が指定されています。

※ご質問、ご相談は、始良市農業委員会をお願いします！

【令和7年3月まで】 農地の賃借

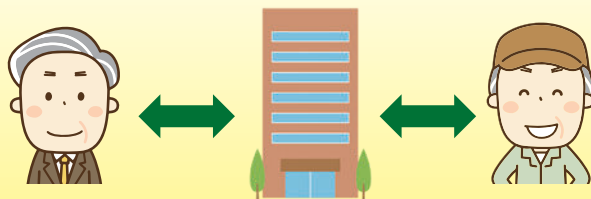


貸し手

借り手



【令和7年4月以降】 農地バンクを介した農地の賃借



貸し手

農地バンク

借り手

～なぜ、このように変わった？～

高齢化による農業者の減少により、農地の維持管理が困難となり、遊休農地が増加しています。そのため優良農地を借り手へ集約・集積する必要があり、公的機関（農地バンク）が貸し手と借り手の間に介在し、調整します。

※将来の地域農業のためにも、使える農地は、使えるうちに使える人へ引き継ぐことが大切です。

【貸し手のメリット】

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれます
※物納は除きます
- 貸した農地は、貸付期間終了後に返却されるので安心です



【借り手のメリット】

- まとまった農地を長期間、安定的に借り受けできます
- 農地を複数の所有者から借りる場合、賃料支払いや契約事務について一本にまとめてくれます



全国農業新聞を読んでみませんか？

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会のネットワークが発行する農業総合専門紙です。農業に関する情報がわかりやすく解説され、まとめられていますので、是非ご購入ください。

★購読料 月700円（税込） ★発行日 毎週金曜日

【お問合せ】 地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局



農地を農地以外にするとき（農地転用）は農地法の許可が必要です！

Q 「農地転用」とは何ですか？
自分の土地なのに許可が必要ですか？

A 「農地転用」とは農地を農地以外の目的に利用することを言います。自分名義の農地を転用する場合は、農地法第4条、第三者への権利移動を伴う転用は農地法第5条の申請となります。

●自分名義の農地を転用するとき

- 例・自分の農地に植林して山林にする
- ・自分の農地を駐車場にする



農地法第4条 許可申請

●第三者名義の農地を買って（または借りて）転用するとき

- 例・第三者名義の農地を取得して住宅を建築する
- ・親名義の農地を借りて、太陽光発電施設を設置する



農地法第5条 許可申請

◆申請手続きの流れ◆

- ①必要種類を農業委員会へ提出
・必要書類等は、事務局へお問い合わせください。
- ②現地調査（要立会い）
- ③農業委員会総会で審議
・申請の内容次第では、県常設審議委員会でも審議します。
- ④許可書の発行（毎月10日頃）
・申請から許可まで約1か月かかります。

Q 農地法の許可を受けずに農地以外に転用したら？

A 許可を受けずに農地以外に転用した場合は、違反転用となり、下表のような罰則があります。

なお、許可を受けた場合であっても許可内容と異なる転用をした場合も違反転用となり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合もありますのでご注意ください。

《罰則規定》

①違反転用

②違反転用における原状回復命令違反

**3年以下の懲役または300万円以下の罰金
（法人は1億円以下の罰金）**

農地パトロールについて

農業委員会では、遊休農地の実態把握・解消及び違反転用防止のために、毎年7月から9月頃にかけて市内全域の農地を対象に農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。このパトロールの結果、きちんと管理ができていないと判断した農地の所有者に対しては、「農地利用意向調査」を実施し、今後の農地利用について意向を確認しています。

ご自宅に調査書が届きましたら、質問事項にご回答のうえ提出ください。



農業者年金に加入しませんか？

農業者にメリットがたくさんある公的な年金です。



- ① **支払った農業者年金保険料は全額社会保険料控除の対象。** 受け取る年金も公的年金控除の対象です。
- ② 保険料を将来の自分の年金として積み立てる、**積立方式の年金**です。
- ③ 生活設計や経営状況に合わせて保険料の設定が可能。（2万円～6万7千円まで千円単位）
- ④ 認定農業者など一定の要件を満たした方は、保険料の国庫補助があります。
- ⑤ 国庫補助の要件を満たさない場合でも、35歳未満の方で加入資格を満たしていれば、35歳になるまでの間は月額1万円から加入できます。

加入資格

- 国民年金の第1号被保険者。（保険料の免除者は除く）
- 年間60日以上農業従事者。（専業・兼業は問いません）
- 20歳以上65歳未満の方（ただし、60歳以上は国民年金の任意加入者に限る）



※農業者年金基金のホームページ（<https://www.nounen.go.jp>）のシミュレーターで年金額の試算ができます。（スマホでもみることができます）



■ 農作業賃金等標準額（令和7年度）

この金額は目安です。燃料価格の変動、農地の条件などを考慮し、双方協議のうえ決めてください。

単位：円（税込）

農 作 業 内 容			単位	金 額		備 考
				ほ場整備区域内	ほ場整備区域外	
水田 耕起	全 作 業		10 a	20,300	22,330	
	耕 う ん	1 回 目	10 a	6,400	7,040	
		2 回 目	10 a	5,800	6,380	
		し ろ か き	10 a	8,100	8,910	
田 植 え		機 械 田 植 え	10 a	7,000	7,700	
薬 剤 散 布	粒 粉 剤	出 穂 前	10 a	2,900	3,190	薬剤代別
		出 穂 後	10 a	3,500	3,850	薬剤代別
	水 和 剤	出 穂 前	10 a	2,900	3,190	薬剤代別
		出 穂 後	10 a	3,500	3,850	薬剤代別
	農 業 用 ド ロ ー ン		10 a	3,000		薬剤代別
収 穫 作 業	コ ン バ イ ン 刈	カッター処理なし	10 a	19,700	21,670	
		カッター処理あり	10 a	21,500	23,650	
	バ イ ン ダ ー 刈	結束機ひも代込	10 a	11,000	12,100	
	完全倒伏の場合、コンバイン刈10,000円・バインダー刈5,000円を加算しますが、倒伏の割合により双方協議のうえ決めてください。					
脱 穀	結 束 機 ひ も 代 込	コ ム	10 a	11,600	12,760	
		ム ギ	10 a	8,100	8,910	
あ ぜ 塗		あ ぜ 塗 機 使用	1m	60	66	
肥 料 散 布		肥 料 散 布 機	10 a	1,700	1,870	
畑 耕 う ん	ブ ラ ウ		10 a	5,800	6,380	
	ロ ー タ リ ー		10 a	5,800	6,380	
農 作 業 賃 金			1 時間	953		県最低賃金より

※ ほ場整備区域外は、区域内の1割増しの金額です。
※ 農作業賃金については県の最低賃金が変更となった場合はその額とします。

【参考】

乾 燥	販 売 用 米	水分：15.01～19.9%	374	玄米30kg	自 家 用 米	水分：15.01～15.9%	440	粳35kg
		水分：20～26.9%	682			水分：16～16.9%	594	
		水分：27%以上	781			水分：17%以上	847	

※ 水分：持込み時の水分量です。

も み す り	450	玄米30kg	集 荷 運 賃	150	粳35kg
---------	-----	--------	---------	-----	-------

育 苗	内 容	単位	引 取 り	配 達
	予 約 内	1 箱	720	830
	予 約 外	1 箱	770	880

■ 賃借料情報（令和7年度）

令和6年1月から令和6年12月までに締結された農地の賃貸借における10a当たりの金額

（単位：円、件）

地区名	地目	基盤整備状況	賃貸借					使用貸借		データ数合計
			平均額	最高額	最低額	使用データ数	データ数	データ数	割合	
全 体 始良市平均	田	整 備 済	9,500	16,500	3,200	383	394	111	22%	505
		未 整 備	8,700	14,300	3,900	97	108	23	18%	131
		施設園芸か所	28,600	29,000	28,000	3	3			3
	畑	畑(水代含む)	11,000	15,100	4,300	40	40			40
		普 通 畑	9,200	12,000	3,300	43	70	18	20%	88

※1 水稻で賃借料が物納の場合(粳1俵35kg、玄米30kg、1等米6,600円(令和5年産)で換算 金額は100円単位で四捨五入)
※2 賃貸借区分毎の平均額30%未満と170%を超えるデータは計算から除外しています。
※3 使用貸借とは、無償での貸し借りのことです。
※4 賃借料については、田畑の条件によりそれぞれ異なりますので、双方協議のうえ決めてください。